

## 佐々町暮らしを守る子育て世帯への保育料軽減事業の実施について

佐々町役場住民福祉課

新型コロナウイルス感染症の影響にかかる子育て世帯への保育に係る費用負担軽減を図るため、令和3年度において、「佐々町暮らしを守る子育て世帯への保育料軽減事業」を実施いたします。

### ○対象者

- ・佐々町に住所を有し、0歳から満3歳になった日以後の最初の3月31日になるまでの児童の保育料（副食費は除く）を払っている保護者  
（※保育料が助成基準以下の児童や佐々町に住所を有しない児童は対象児童となりません。）

### ○助成内容

- ・令和3年4月から令和4年3月に賦課される保育料の金額から4,500円を差し引いた額を助成します。ただし、月の途中入退所の場合、保育料及び4,500円を日割で算定し計算した額を助成します。

例1) 所得階層4-A4の場合：22,000円-4,500円=17,500円  
この場合、17,500円/月の助成が受けられます。

例2) 例1の方が途中入退所により10日間の認定を受けた場合：  
22,000円×10日/25日-4,500円×10日/25日=7,000円  
この場合、7,000円/月の助成が受けられます。

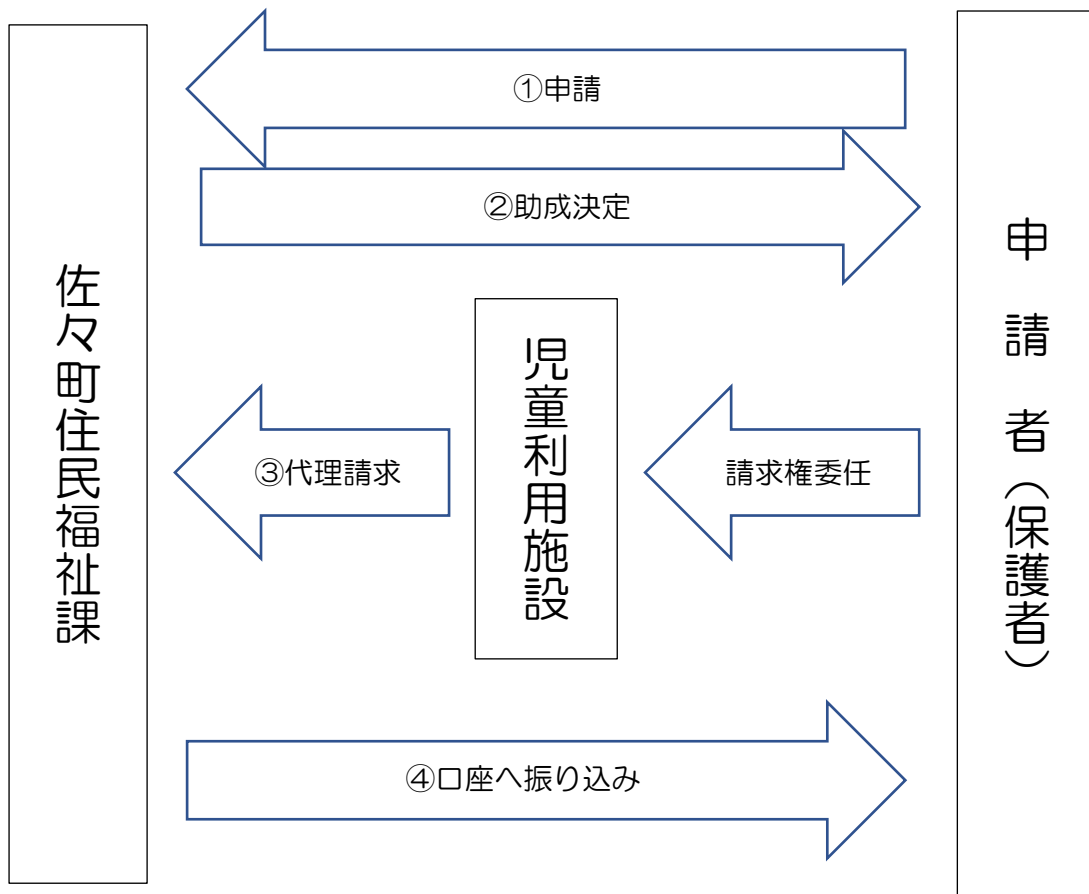
### ○その他（重要）

- ・本助成を希望される場合、申請書の提出が必要となりますので、申請書に必要事項をご記入の上、ご提出をお願いいたします。

（※なお、原則、施設利用を開始される月からの助成となりますが、申請書の提出が利用月の翌月以降となった場合、助成を受けられない月が発生する場合があります。）

- ・本助成金は贈与税の対象となります。令和3年中に本助成金と合わせ110万円以上の贈与収入がある方は贈与税の申告が必要となります。詳しくは平戸税務署（0950-23-2131）までお尋ねください。

## 【助成金申請等の流れ】



- (1) 申請者は当初に①の申請書を提出します。
- (2) ②の助成決定を受けた児童分については、申請書に係る委任内容のとおり在籍される園から毎月佐々町へ③の請求が行われます。
- (3) 請求に基づき、佐々町から、毎月、登録の口座へ助成金を振り込みます。  
(申請を出していただいた後は、基本的に保護者の手続きはありません。)

※本助成金は、保育に係る負担を軽減する目的で支給されるものであり、保育料を直接軽減するものではありません。保育料につきましては、決定額のとおり、納期限までに収めていただきますようお願いいたします。

※利用される施設の変更がある場合は、再度申請が必要です。

※ご不明な点等ございましたら、下記担当までお問い合わせ下さい。

問い合わせ先  
役場住民福祉課 福祉班  
TEL0956-62-2101  
(内線 111、112)